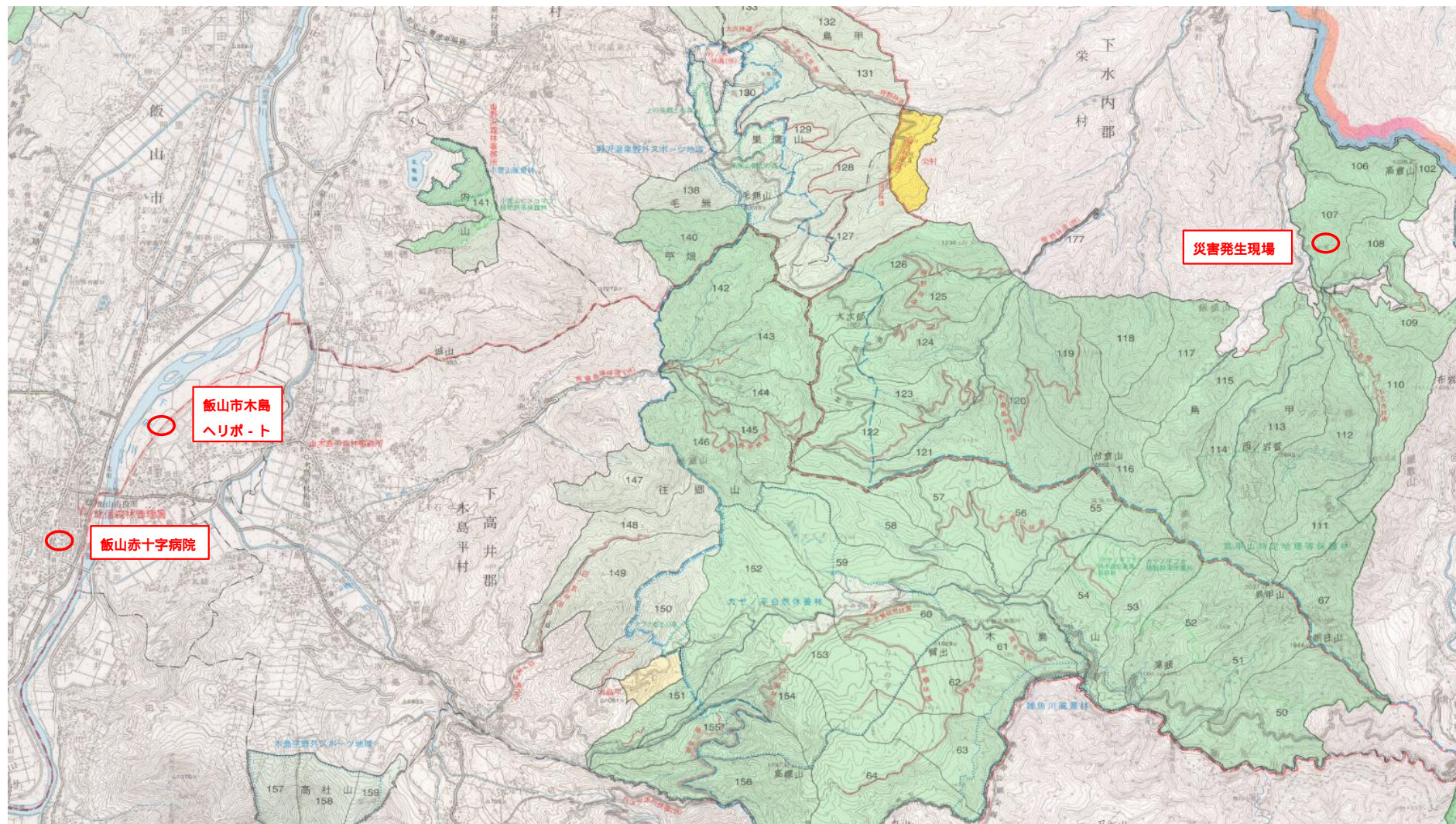


請負事業体及び立木販売における災害発生報告 (休業4日以上)

1 署 等 名	北信森林管理署
2 事業の種類	造林事業 (鳥甲国有林 森林環境保全整備事業 北信3)
3 災害発生日時等	令和7年10月6日(月) 11時40分頃発生 怪我の程度: 右足後十字靱帯付着部剥離骨折 休業見込み: 3ヶ月程度
4 災害発生場所	長野県下水内郡栄村 鳥甲国有林107に林小班
5 契約相手方	栄村森林組合 代表理事組合長 久保田 道一
6 事業実行事業体	同 上
7 被災者年齢等	年齢: 47歳 性別: 男 2の事業の経験年数: 6ヵ月 雇用区分: 常用 社会保険等加入状況: 労災(雇用)(健康)(厚生) 林退((中退))
8 従事作業	歩道整備(刈払作業)
9 災害概況	当日、被災者は同僚2名と歩道整備刈払作業に従事していた。同僚Aは谷側(進行方向から左側)その後方約10mを被災者が山側(進行方向から右側)を刈払い機で刈払作業を行い、同僚Bは被災者から約20m後方で作業写真を撮りながら進んでいた。 11時40分頃、被災者は刈払作業中に左足を後方に下げたところ、幅員90mの歩道の路肩から足を踏み外し、刈払い機を持った状態のまま谷側へ約1.2m滑落した。その直後、後ろから近づいてきた同僚Bが被災者を発見した(同僚Bは、歩道の尾根のカーブを曲がった先で被災者が滑落していたため、滑落する瞬間を見ていなかった。) 同僚Bが被災者の所へ駆け付けたところ、「右足が痛くて歩道へ登れない」と訴えたため、同僚Bは先頭にいた同僚Aを呼び被災者を引き上げた。被災者は、「痛くて歩けない」と再び訴えたので、11時50分頃、同僚Bが災害現場から119番へ通報した。 12時00分頃、同僚Bが栄村森林組合へ災害発生の連絡をした。 13時05分頃、栄村森林組合から北信森林管理署へ災害発生の連絡をした。 13時20分頃、救急隊員が災害箇所へ到着し、救急隊員の判断により県警へリを要請した。 14時50分頃、県警ヘリが災害箇所へ到着し、被災者を引上げ飯山市木島ヘリポートへ搬送後、救急車で飯山赤十字病院へ搬送した。 16時頃、飯山赤十字病院に到着し検査したところ、「右足脛骨剥離骨折」と診断された。本人は松葉づえを使用し自力歩行が出来たため、当日に帰宅をした。 10月10日、再診察の結果、全治3ヶ月の診断を受けた。

10 その他特記すべき事項	10月 7日 8 時 00分頃、栄村森林組合長が職員へ安全指導を実施 10月 7日 10時 00分頃、署長から指名を受けた総括森林整備官が、鳥甲国有林で作業を行っている栄村森林組合の作業員に対し安全指導の実施 10月 7日 14時 20分頃、栄村森林組合長が来署。署長、次長が不在のため、総括事務管理官が労働災害防止に向けた取組みを依頼 10月 10日以降 労働基準監督署に 23号様式（労働者死傷病報告）提出予定
---------------	---

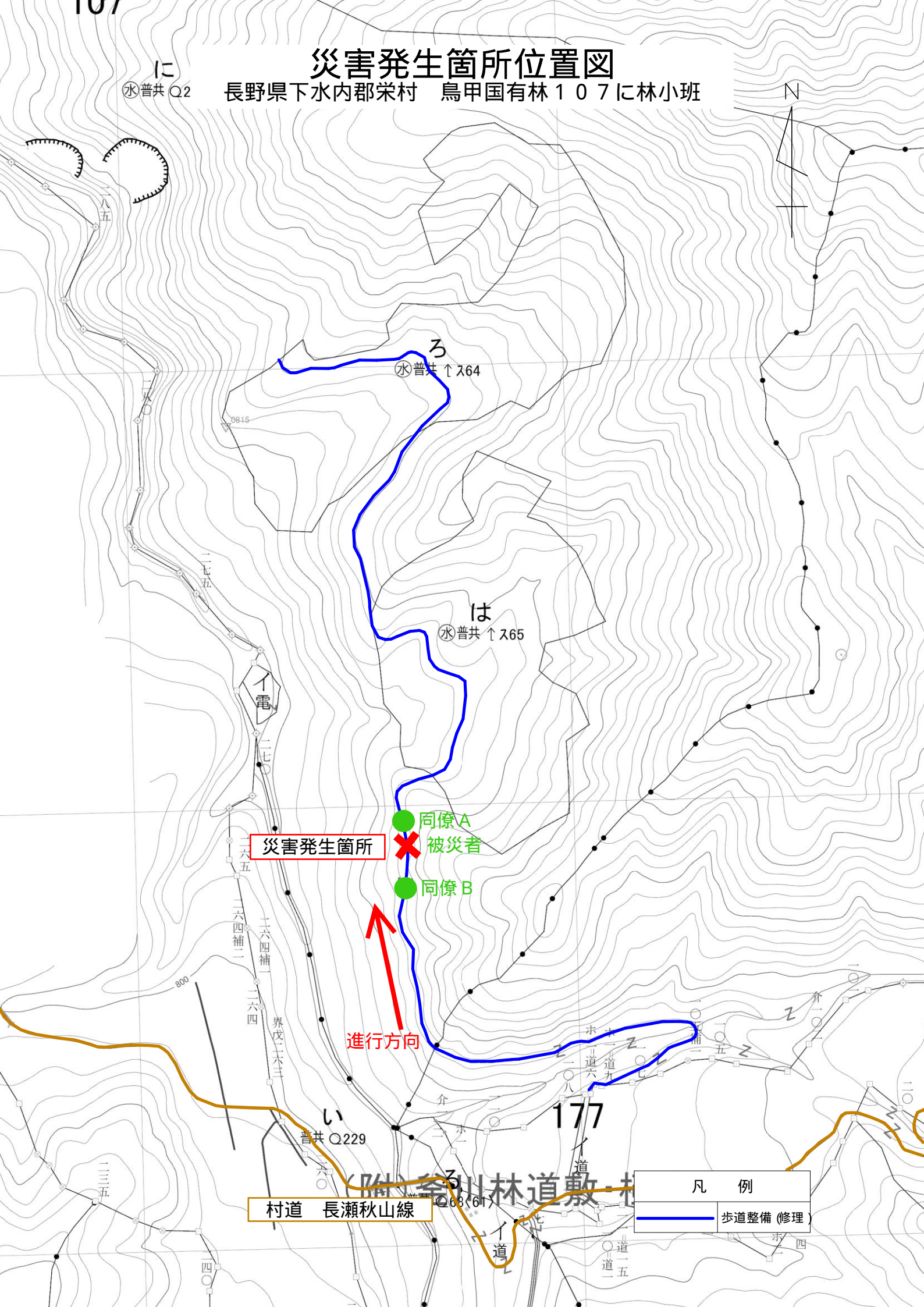
災害発生現場から飯山赤十字病院までの位置図



災害発生箇所位置図

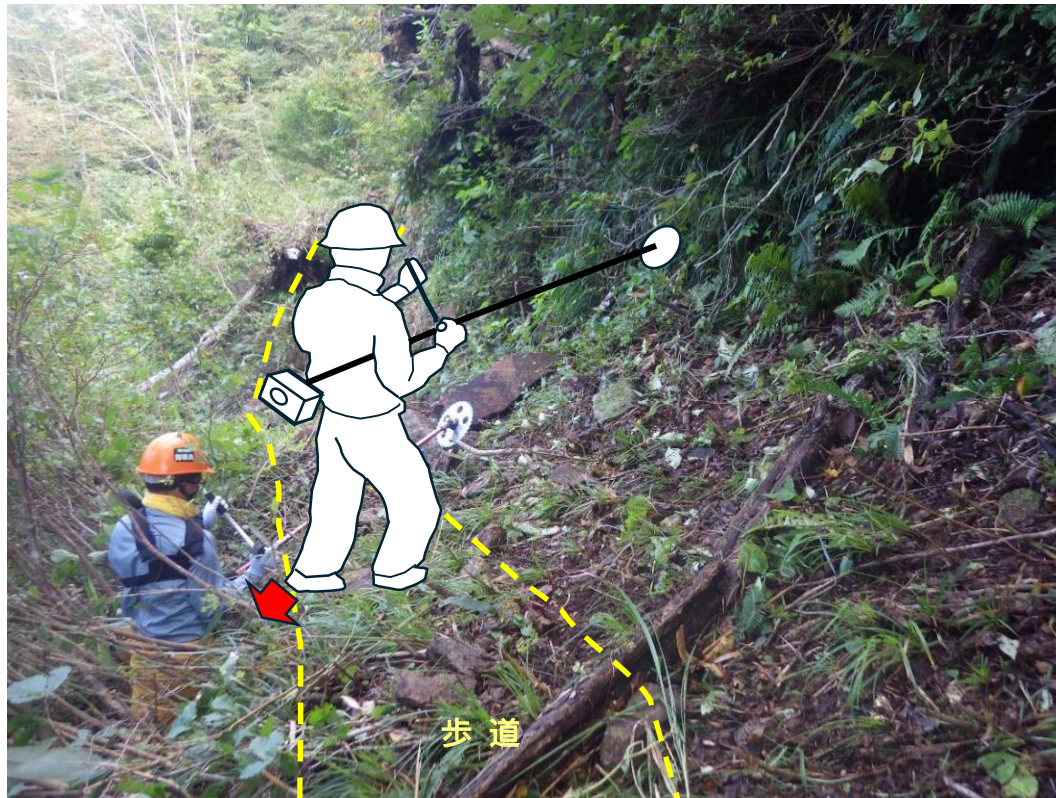
に
水普共 Q2

長野県下水内郡栄村 鳥甲国有林 107 に林小班



災害発生時の再現写真

(滑落の状況)



(滑落後の状態)

